

平成21年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第1号）

議事日程〔第1号〕

3月10日（火曜日）午前10時 開会

開会宣告

開議宣告

- 日程第1** 会議録署名議員の指名
- 日程第2** 会期の決定
- 日程第3** 議会運営委員会委員の選任
- 日程第4** 常任委員会委員の選任
- 日程第5** 閉会中の継続調査・審査の申し出について
- 日程第6** 第1号議案から第33号議案まで並びに報第1号から報第3号まで上程
提案理由説明
第13号議案
（質疑・討論・表決）
第1号議案から第12号議案まで及び第14号議案から第33号議案まで並びに報第1号から報第3号まで
質 疑
委員会付託
〔ただし、第1号議案並びに報第1号から報第3号までを除く〕
- 日程第7** 予算審査特別委員会の設置及び委員選任〔委員会付託〕
- 追加日程第1** 議長辞職の件
- 追加日程第2** 議長の選挙
- 追加日程第3** 副議長辞職の件
- 追加日程第4** 副議長の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

- | | |
|-----|---------|
| 1 番 | 近 藤 紀 男 |
| 2 番 | 成 重 博 文 |
| 3 番 | 安 達 隆 |
| 4 番 | 尾 上 真 一 |
| 5 番 | 山 田 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 博 彰 |
| 7 番 | 中山田 健 晴 |
| 8 番 | 河 野 徳 久 |
| 9 番 | 明 石 光 子 |

- | | |
|------|---------|
| 10 番 | 土 谷 力 |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 後 藤 龍太郎 |
| 14 番 | 安 東 正 洋 |
| 15 番 | 北 崎 安 行 |
| 16 番 | 川 原 直 記 |
| 17 番 | 河 野 正 春 |
| 18 番 | 山 本 博 文 |
| 19 番 | 菅 健 雄 |
| 20 番 | 堂 園 慶 吾 |
| 21 番 | 徳 永 浄 |
| 22 番 | 大 石 忠 昭 |

欠席議員（0名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 増 田 正 義 |
| 議事係 長 | 清 水 栄 二 |
| 書 記 | 安 藤 雅 俊 |
| 書 記 | 近 藤 浩 二 |

説明のため議場に出席した者の職氏名

- | | |
|----------------|---------|
| 市 長 | 永 松 博 文 |
| 副 市 長 | 都 甲 昌 勲 |
| 会計管理者兼市参事兼会計課長 | |
| | 尾 形 雄 治 |
| 市参事兼総務課長 | 佐 藤 良 雄 |
| 市参事兼真玉市民センター長 | |
| | 山 田 泰 憲 |
| 市参事兼香々地市民センター長 | |
| | 安 東 洋 義 |
| 市参事兼環境課長 | 水 江 義 和 |
| 市参事兼消防長 | 福 光 博 文 |
| 企画情報課長 | 中 嶋 栄 治 |
| 財政課長 | 野 村 信 隆 |
| 税務課長 | 尾 造 正 直 |
| 市民課長 | 河 野 英 男 |
| 保険年金課長 | 南 松 豊 久 |
| 子育て・健康推進課長 | 岩 永 澄 雄 |
| 商工観光課長 | 桑 原 茂 彦 |
| 農林振興課長 | 井 上 晃 一 |
| 建設課長 | 河 野 義 雄 |

3月10日

水道課長	甲斐好信
水産・地域産業課長	板井俊作
中央公民館長兼図書館長	岩田好美
人権・同和対策課参事兼隣保館長兼児童館長	安藤保廣
行政管理係長	小野政文
総務課専門員	岩本力
総務課主査	近藤毅

教育庁

教育長	河野潔
総務課長	奥田秀穂
学校教育課長	早田義司郎

議長（中山田健晴君） おはようございます。

ただ今の出席議員は22名で、議員全員の出席であります。よって、平成21年第1回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

議長（中山田健晴君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

議長（中山田健晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に21番徳永浄君及び22番大石忠昭君を指名いたします。

議長（中山田健晴君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月19日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

議長（中山田健晴君） 日程第3、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の任期は、本日をもって満了となります。

したがって、新たに議会運営委員会委員を選任い

たしたいと思っております。

議会運営委員会委員は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

おはかりいたします。

選任の方法は、指名推選の方法を用いることとし、指名の方法は、先例により正副議長で協議し、議長が指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、選任の方法は、指名推選の方法を用いることとし、指名の方法は、先例により正副議長で協議し、議長が指名することに決しました。

協議のためしばらく休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

議長（中山田健晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員を指名いたしますので、事務局長に発表させます。

事務局長。

事務局長（増田正義君） それでは議会運営委員会委員の氏名を朗読いたします。

1番近藤紀男議員、6番松本博彰議員、9番明石光子議員、11番村上和人議員、15番北崎安行議員、17番河野正春議員、19番菅健雄議員。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） おはかりいたします。

ただ今の諸君を議会運営委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

議会運営委員会委員の方々には、休憩中に議会運営委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

なお、会場については、委員会室にてお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時14分 再開

議長（中山田健晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので発表いたします。

委員長に17番河野正春君、副委員長に1番近藤紀男君。

以上のとおりであります。

議長（中山田健晴君） 日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の任期は、本日をもって満了となります。

したがって、新たに常任委員会委員を選任したいと思っております。

常任委員会委員は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

おはかりいたします。

選任の方法は、指名推選の方法を用いることとし、指名の方法は、先例により正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、選任の方法は、指名推選の方法を用いることとし、指名の方法は、先例により正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することに決しました。

協議のためしばらく休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時20分 再開

議長（中山田健晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員を指名いたしますので、事務局長に発表させます。

事務局長。

事務局長（増田正義君） それでは常任委員会委員の氏名を朗読いたします。

総務委員会委員

5番山田秀夫議員、10番土谷 力議員、11番村上和人議員、12番鷺海政幸議員、17番河野正春議員、19番菅 健雄議員、20番堂園慶吾議員、22番大石忠昭議員。

社会文教委員会委員

1番近藤紀男議員、2番成重博文議員、3番安達隆議員、8番河野徳久議員、13番後藤龍太郎議員、14番安東正洋議員、21番徳永 浄議員。

産業建設委員会委員

4番尾上真一議員、6番松本博彰議員、7番中山田健晴議員、9番明石光子議員、15番北崎安行議員、16番川原直記議員、18番山本博文議員。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） おはかりいたします。

ただ今の諸君をそれぞれ常任委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君をそれぞれ常任委員会委員に選任することに決しました。

各常任委員会委員の方々には、休憩中に常任委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

なお、会場については、総務委員会を議員控室（大）、社会文教委員会を控室（小）、及び産業建設委員会を委員会室にてお願いします。

しばらく休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

議長（中山田健晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果について、報告ありましたので発表いたします。

総務委員長に20番堂園慶吾君、同副委員長に10番土谷 力君。

社会文教委員長に3番安達 隆君、同副委員長に2番成重博文君。

産業建設委員長に4番尾上真一君、同副委員長に18番山本博文君。

以上のとおりであります。

議長（中山田健晴君） 日程第5、閉会中の継続調査、審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、次期定例会の会期等の議会運営に関する事項などの調査について、継続審査したい旨の申し出及び各常任委員長から所管事項について、閉会中に行政視察、調査等を実施したい旨の申し出がそれぞれ提出され、議長においてこれを受理しました。

おはかりいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、次期定例会の会期等の議会運営に関する事項などの調査及び各委員長の申し出のとおり、閉会中に行政視察等を行うことについては、委員の任期中において閉会中の継

3月10日

続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、次期定例会の会期等の議会運営に関する事項などの調査及び各委員長の申し出のとおり、閉会中に行政視察等を行うことについては、委員の任期中において閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長(中山田健晴君) 日程第6、第1号議案から第33号議案まで並びに報第1号から報第3号までを一括議題といたします。

議長(中山田健晴君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長(永松博文君) 本日ここに第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

それでは諸般の報告を申し上げます。

まず、第51回県内一周大分合同駅伝競走大会についてでございます。本市のチームは総合で第11位となり、何とかB部を死守することができましたので喜んでいただいております。しかしながら、昨年の成績から順位を下げる結果となりましたので、来年の活躍を期待しているところでございます。

その一方で先般、同大会の応援大賞が発表され、37団体中、高田中学校が見事にその栄冠に輝きました。

次に、農業表彰についてでございます。まず、平成20年度全国優良担い手表彰において農林水産省経営局長賞を、仲井貞一(なかい ていいち)氏が受賞されました。これは、白ねぎ経営を先進的かつ企業的にされていることが評価されたものでございます。また、第40回大分県農業賞特別賞を、県農協くにさき西部地域本部花き部会スイートピー分会が受賞されました。これは、会の結束力ときめ細やかな指導による高値販売などが評価されたものでございます。これらの受賞は、市にとっても非常に名誉なことであり、農業振興のため今後もご活躍されますよう期待しているところでございます。

次に、立地企業についてでございます。株式会社TRI大分AEの工場第3棟が竣工いたしました。市にとって大変ありがたいことだと思います。しかしながら、昨今の不況の中のことでもありますので、何とかこれを乗り切っていただきたいと、願っています。

いるところでございます。

次に、雇用・経済対策についてでございます。昨年12月に豊後高田市緊急雇用等総合対策本部を設置し、中小企業者や雇用調整の影響を受けた非正規労働者等について、総合的な対策を講じているところでございます。具体的に申し上げますと、中小企業者に対しましては、セーフティネット保証制度の整備や、経営合理化資金貸付限度額の拡充や信用保証料補助率の暫定的拡充など貸付制度の充実を行い、また、離職者に対しましては、雇用相談、居住相談の窓口を開設しているところでございます。また、国の経済対策の実施に伴う定額給付金等の補正予算の計上につきましては、議長に先議をお願いいたしましたところでございまして、4月上旬の支給開始を目指し、作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、産業及び観光振興についてでございます。中心市街地活性化基本計画の主要事業であります桂橋道路改築事業が、いよいよ本格的にスタートいたしました。本市の中心市街地は、桂川で二分されており、西側の6商店街ではかつてのにぎわいを取り戻したところでございますが、東側の2商店街は依然として人通りが少なく低迷している状況でございます。また、現在の桂橋は、昭和25年に整備したものでございまして、老朽化が進んでおります。したがって、このたび国のまちづくり交付金を活用し、中心市街地の活性化と、安全性及び市民の生活利便性の向上を目指し、昭和の町にマッチした橋として架替えを進めているところでございます。

次に、環境問題についてでございます。先般、地球温暖化の防止と循環型社会の構築に向け、レジ袋を削減するため、事業者、消費者団体、行政関係の3者により「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結いたしました。この協定には県内の食品スーパーの9割にあたる店舗が参加していただいていることから、大変大きな効果を期待しているところでございます。市といたしましては、これまで先進的に取り組んでまいりましたマイバッグ運動を、今後も推進してまいりたいと思います。

次に、田染荘の取り組みについてでございます。中世の原風景が残る田染小崎地区について、国の重要文化的景観として選定を受けるため、有識者等で構成する「田染荘文化的景観保存調査委員会」で今日まで行ってきた調査結果などをまとめています。市といたしましては、平成21年度中に申請したい

ため、同委員会において新年度の早い時期に調査結果をまとめるよう進めているところでございます。また、新年度に必要な計画策定などに係る経費につきまして、当初予算に計上いたしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その大要をご説明申し上げます。

初めに、予算関係の議案についてでございます。

第1号議案は、平成21年度豊後高田市一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算総額は117億3,266万9,000円で、前年度当初予算対比では12.1パーセントの減になります。

平成21年度予算は、年度当初に市長選挙が行われるため、基本的には政策的経費を計上せず、経常的経費を中心とした骨格予算として編成を行っております。

しかしながら、現下の経済情勢等を踏まえ、緊急雇用創出事業費及びふるさと雇用再生特別交付金事業費につきましては、今回予算計上しております。

また、平成21年度は「豊後高田市行政改革大綱及び実施計画」の計画期間の最終年度にあたることから、これまで同様、行財政改革の目標を確実に達成し、将来にわたって持続可能な財政運営を確立するよう目指しております。

それではまず、歳入の概要についてご説明いたします。市税につきましては20億2,322万5,000円で、前年度当初予算対比では1.1パーセントの増となります。

地方交付税につきましては58億7,924万8,000円で、前年度当初予算対比では1.7パーセントの減となります。

国庫支出金につきましては8億2,790万9,000円で、前年度当初予算対比では15.7パーセントの減となります。

県支出金につきましては9億3,241万5,000円で、前年度当初予算対比では5.8パーセントの減となります。

繰入金につきましては1,404万2,000円で、前年度当初予算対比では98.3パーセントの減となります。

市債につきましては9億7,560万円で、前年度当初予算対比では35.3パーセントの減となりますが、臨時財政対策債は5億4,860万円で、前年度当初予算対比では38.9パーセントの増と

なっております。

次に、歳出の概要についてでございます。

総務費につきましては、職員の定年退職による退職手当、国民体育大会に要する経費、地域総合整備資金貸付金等が減少したことなどによりまして、前年度当初予算対比で33.9パーセントの減となっております。

民生費につきましては、障害者自立支援費、大分県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金等が増加したことなどによりまして、前年度当初予算対比で1.8パーセントの増となっております。また、子育て支援事業の核となります、つどいの広場事業につきましては、その運営団体の組織強化に積極的な支援を行ってまいります。

衛生費につきましては、ごみ清掃工場の改修事業費等が減少したことなどによりまして、前年度当初予算対比で1.8パーセントの減となっております。なお、本年度から乳幼児医療費助成事業におきまして、医療費の一部自己負担金の無料化を3歳未満から就学前までに拡大し、昨今の厳しい経済状況のもと、本市の子育て中の保護者が少しでも子育てしやすい環境づくりをするため、医療費の一部自己負担金の無料化を拡大し、子育て世帯の経済的支援を行ってまいります。また、妊婦健康診査費につきましても、公費負担の回数を5回から14回に拡大しております。

農林水産業費につきましては、中山間地域直接支払交付金、大分県農地・水・環境整備事業費、国土調査事業費、農業集落排水事業特別会計繰出金、県営事業負担金等を計上していますが、骨格予算のため前年度当初予算対比で16.3パーセントの減となっております。

商工費につきましては、現下の厳しい経済状況を考慮し、中小企業者の資金繰りを支援するため、経営合理化資金の貸付金及び信用保証料補助率の暫定的拡充に係る経費を計上していますが、骨格予算のため前年度当初予算対比で36.6パーセントの減となっております。

土木費につきましては、道路、公園、公営住宅等の維持管理経費、公共下水道事業特別会計繰出金、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金、県営事業負担金等を計上していますが、骨格予算のため前年度当初予算対比で37.8パーセントの減となっております。

消防費につきましては、常備消防、消防団に係る

3月10日

経費等を計上していますが、骨格予算のため前年度当初予算対比で10.1パーセントの減となっています。

教育費につきましては、骨格予算ではありませんが、工期の関係から高田小学校の耐震改修事業費及び熊野磨崖仏保存整備事業費を計上したことによりまして、前年度当初予算対比で13.9パーセントの増となっています。

公債費につきましては、前年度当初予算対比で、1.3パーセントの減となっています。

第2号議案の平成21年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算につきましては、32億6,816万円を計上しており、その主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金でございます。

第3号議案の平成21年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、3億1,311万5,000円を計上しており、その主なものは、後期高齢者医療保険料に係る大分県後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

第4号議案の平成21年度豊後高田市老人保健特別会計予算につきましては、601万5,000円を計上しており、その主なものは、医療給付費でございます。

第5号議案の平成21年度豊後高田市介護保険特別会計予算につきましては、24億4,102万9,000円を計上しており、その主なものは、施設介護サービス給付費及び居宅介護サービス給付費でございます。

第6号議案の平成21年度豊後高田市簡易水道事業特別会計予算につきましては、5,021万円を計上しています。

第7号議案の平成21年度豊後高田市公共下水道事業特別会計予算につきましては、11億3,358万8,000円を計上しており、その主なものは、管渠整備事業費及び市債償還金でございます。

第8号議案の平成21年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましては、3億3,217万1,000円を計上しています。

第9号議案の平成21年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、6,530万5,000円を計上しています。

第10号議案の平成21年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計予算につきましては、1,585万円を計上しています。

第11号議案の平成21年度豊後高田市ケーブル

ネットワーク事業特別会計予算につきましては、2億7,354万7,000円を計上しており、その主なものは、ケーブルネットワーク施設の管理運営経費、施設整備費及び市債償還金でございます。

第12号議案の平成21年度豊後高田市水道事業会計予算につきましては、収益的収支で事業収益2億1,523万円を見込み、事業費用では2億1,410万7,000円を予定し、差引き112万3,000円の税込み当期純利益となります。

次に、資本的収支では収入総額2,654万9,000円に対し、支出総額1億3,148万5,000円を予定し、差引き1億493万6,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額398万円、過年度損益勘定留保資金2,803万2,000円、当年度損益勘定留保資金7,292万4,000円で補てんします。

第13号議案の平成20年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)につきましては、定額給付金給付事業費及び子育て応援特別手当給付事業費を計上するものでございます。

補正予算の総額は4億2,381万4,000円の増額で、補正後の予算総額は139億6,335万7,000円となります。

なお、本議案につきましては、定額給付金等の支給事務に早期に着手したいので、議長に先議をお願いしたところでございます。

第14号議案の平成20年度豊後高田市一般会計補正予算(第5号)につきましては、国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、地域振興基金積立金、企業立地促進奨励金等を計上しています。

補正予算の総額は5億9,073万円の増額で、補正後の予算総額は145億5,408万7,000円となります。

第15号議案の平成20年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、一般被保険者に係る療養給付費及び療養費並びに一般及び退職被保険者に係る高額療養費が当初計画をやや上回る見込みとなるため、その不足分を計上するものでございます。

補正予算の総額は2,828万9,000円の増額で、補正後の予算総額は33億3,232万9,000円となります。

第16号議案の平成20年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、

制度改正に伴う後期高齢者医療システム改修業務委託料を計上するものでございます。

補正予算の総額は294万円の増額で、補正後の予算総額は3億2,970万7,000円となります。

第17号議案の平成20年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、制度改正に伴う介護保険システム改修業務委託料、介護予防サービス費等に係る給付費が当初計画をやや上回る見込みとなるため、介護サービス費等との予算の組み替え、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金等を計上するものでございます。

補正予算の総額は4,798万1,000円の増額で、補正後の予算総額は25億6,904万9,000円となります。

第18号議案の平成20年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、ケーブルネットワーク施設整備基金積立金を計上するものでございます。

補正予算の総額は1,855万3,000円の増額で、補正後の予算総額は8億9,078万円となります。

次に、予算以外の議案及び報告についてでございますが、各議案の末尾に提案理由を付していますので、そのすべてについての説明は省略し、主なものについてご説明申し上げます。

第19号議案及び第20号議案は、市道路線を整備したいので、その廃止及び認定について議決を求めるものでございます。

第21号議案から第24号議案までの議案については、四つの公の施設に係る指定管理者の指定について、議決を求めるものでございます。

第25号議案は、介護報酬の改定に係る介護保険料の急激な上昇を抑制するために、国から措置された介護従事者処遇改善臨時特例交付金を適正に管理し、及び執行するために基金を設置するものでございます。

第29号議案は、ケーブルネットワーク事業への加入促進を図るために、集合住宅の定義を改正するとともに、高齢者福祉サービス実施等に対応するための条例改正を行うものでございます。

第30号議案は、介護保険法及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の規定に基づき、第4期介護保険事業計画を策定したことによる保険料率の改定を行うものでございます。

第32号議案は、平成21年度以降大分県から権限移譲される屋外広告物に関する事務について、手数料を定めるものでございます。

第33号議案は、全国的に地価の大幅下落等を背景に道路占用料の改定が行われる中、本市においても改定を行うものでございます。

報第1号及び報第2号は、市道及び林道において発生した3件の事故について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、報告するものでございます。

報第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったので、その結果に関する報告書を提出するものでございます。

以上で本定例会に提案いたしました議案についての説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます

議長(中山田健晴君) 次に、ただ今議題となっております第13号議案については、市長から早急に議決を求める必要があるため、先議されたい旨の申し出がありました。

これより第13号議案の審議に入ります。

おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、第13号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、議員各位にお知らせします。

質疑及び質問に関連して、22番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議長(中山田健晴君) 次に、この際、議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。また、質疑は通告に基づき行ってください。

なお、執行部は質疑通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議

3月10日

長にお知らせください。

質疑の通告がありますので発言を許します。

議長（中山田健晴君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。先議することになりました第13号議案について、補正予算であります、特別給付金、それから子育て応援特別交付金について、質疑をしたいと思っております。

定額給付金は、ご承知のように、世論調査を見ても70から80パーセントの国民が反対をしておりますが、政府与党は、参議院で否決された定額給付金の財源法案を再決議をして、押し通しました。麻生首相も、最初は、生活対策だから受け取る気持ちはさもしいとまで言いました。ところが、一転して、景気対策だと言って金持ちももらって、盛大に使ってほしいと言いました。あと麻生首相の発言は二転三転し、自民党から離党者や造反者が出るほど、まさに給付金は迷走金という状況です。大問題なのは、給付金と同時に打ち出されたのが、2011年度に消費税を大増税をする計画です。一回限りの給付金のばらまきのあとには、何十倍もの消費税増税が押しつけられる。こんなことは国民は絶対に許さないとします。日本共産党はこの2兆円については、雇用や社会保障などに有効に使うべきであると主張してきました。

しかし、国会で、予算と関連法案が成立しますと、国民一人ひとりについては、定額給付金を受け取る権利が生じます。その権利を行使するかどうかは、国民の意思に委ねられるべきもので、地方自治体はその権利を奪うべきではありません。よって、日本共産党は住民の権利を奪わず、支給の事務の遂行も妨げない立場から、補正予算には賛成をするつもりであります。そういう立場から質問をします。

そこで一つ目には、給付金、この定額給付金について、市民に対する交付の支給開始、その人数、件数は、の見込みはどう考えているのか。

二つ目には、いつから市民に支給開始をする考え方なのか。市長は先程4月上旬と言われましたけれども、もうはっきり何日から、第1回目は何日から開始するんだということを明らかにしていただきたいと思っております。

三つ目には、代理申請や代理の受給ができるということが新聞などで報道されておりますけれども、市内には、老人福祉施設あるいは知的障がい者の更生施設などいろんな施設もありますし、そういう入

所者などについては、この代理申請、代理受給というのはどうなるのか。代理請求をすることで、その代理人が特別に手当を取るなどということはないと思っておりますけれども、その辺どうなのかを説明していただきたいと思っております。

なぜこういう質問をするかといいますと、かつて豊後高田市では、これは2004年倉田市長時代なんですけれども、公共下水道の供用開始が始まりまして、市民がこのつなぎ込みで下水道、家庭内の排水施設のつなぎ込みをします。そのときに、もう市は規則を作って、市民がその申請する事務は業者が代行することができますよというように、規則で謳ったわけですね。ところが、行政書士会からクレームがつかまして、最終的には、市がその指定業者を約40社指定しておったんですけれども、その40社と行政書士会の話し合いがあって、結果的には業者が負けて、あなた方が市民に代わってやるんならば、うちにもってこいと。そうすると1件当たり5,000円の手数料取りますよということで行政書士会が5,000円取ることになった。それから、融資を合わせて申請した場合は、1件7,000円取ることになりました。これもすでに、それどころか下水道課は、土谷 力行政書士事務所の地図を入れたお知らせ版まで作りまして、業者は、土谷 力事務所に5,000円、7,000円持っていけということになったわけですね。このことを私が議会で暴露しまして大問題にしましたが、最終的にはこれが間違いということになりまして、そういう金は取らないと、元に戻すということになりました。こういうことがありましたのでね、今後こういう代理申請や受給ができるということで、知的障がいの更生施設などでね、その入所者に代わって事務所の職員が代行できるんですけれども、よもやね、また二の舞いでそういうことはないと思うんだけどね、そういうことはできないんだと思っておりますけれども、その辺を確認しておきたいと思っております。

次が、子育て応援特別手当についてなんですけれども、豊後高田の場合なかなかこの子どもを安心して生み育てるという環境がないために、なかなかその出生率が低いわけなんですけれども、それでも今回この二子以降について、特別手当の交付がされる対象人数、それと対象交付時期について、説明してもらいたいと思っております。

次は、この問題に対する関連一般質問でありますけれども、新聞報道などによりますと、定額給付金

の支給時期に合わせて、商工団体と自治体がですね、販売額よりも利用額のほうを割増をする、いわゆるプレミアム付きの商品券を発行する、そういう自治体が全国でどんどん増えておりまして、厚生省の発表でも、3月1日現在で全国で698自治体となっています。その後も、大分県内でもそれぞれ問い合わせてみましたら、もう6割を超える自治体で実施をすることになりました。よって、この割増額について調べてみましたけれども、10パーセントを市が助成をして市民に還元をしようというのが一番多いようなんですけども、少ないところでも5パーセントの還元、助成ですね、多いところでは、67パーセントも助成するという自治体もあるようであります。よって、豊後高田市でも景気対策の一環として、市内でのこの消費拡大を促進させるために、お買い物券に市が助成するなど、何らかの方策をとるべきだと思っんですけれども、市長の見解を求めます。

以上であります。

議長(中山田健晴君) 企画情報課長中嶋栄治君。

企画情報課長(中嶋栄治君) 第13号議案に関する質疑についてお答えをいたします。

定額給付金の給付対象者は、基準日である平成21年2月1日現在で住民基本台帳に登録されている方々と、外国人登録原票に登録されている方々の内、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を有して在留する方々であります。

本市における給付対象者の数は、基準日の記録が確定する平成21年2月16日終了時点において、本市の住民基本台帳に登録されている18歳以下の方が3,815人、65歳以上の方が8,331人、それ以外の方が1万2,638人の計2万4,784人でございます。また、本市の外国人登録原票に登録されている対象者で、18歳以下の方が5人、65歳以上の方が20人、それ以外の方が200人の、計225人でございます。これらを合計いたしますと、給付額が2万円となる対象者が1万2,171人、1万2,000円となる対象者が1万2,838人、計2万5,009人であり、交付総額は3億9,747万6,000円を予定いたしております。

なお、予算計上額は、予備を見込んだ3億9,804万円を計上いたしております。

定額給付金の申請件数の見込みにつきましては、申請者の方々がすべて受給の申請をされた場合、1万449件となります。

次に、定額給付金の給付の時期についてでございますが、本日予算案を議決いただきますと、できるだけ早くすべての申請対象者に宛てて申請関係書類を送付いたします。その後、郵送や窓口での申請受付処理を行い、第1回目の給付を4月9日を目指して行う予定といたしており、以後、月の上下旬2回の給付を行うことと予定をいたしております。

なお、市窓口での現金給付につきましては、5月下旬以降に行う予定といたしております。

次に、世帯主以外のものによる定額給付金の申請受給の代理につきましては、平成21年2月24日付けで国からその内容が示されたところでございます。ご質疑にありましたような単身世帯で、知的障害者更生施設等の施設に入所している場合の取り扱いにつきましては、近親者や平素から身の回りの世話をしている方や、施設職員による代理申請、代理受給が可能です。この場合、近親者等につきましては、本人と代理人との関係を示す書類を提出していただき、当該代理が入所者のためにするものであることを確認することとなります。

また、施設職員の場合も、当該職員の施設上での関係や、職員の行為が施設入所者のためになすものであることを確認することとなっています。

施設の職員が代理申請を行う場合の手数料の件につきましては、家計への緊急支援という定額給付金の趣旨と、施設入所者のために施設職員がなす行為でありますので、入所者と施設関係者との間での手数料のやり取りにつきましては、現状では一切想定されてないものでございます。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 子育て・健康推進課長岩永澄雄君。

子育て・健康推進課長(岩永澄雄君) 子育て応援特別手当についてお答えします。

子育て応援特別手当の交付対象者人数と交付時期についてですが、交付対象者人数は340人を見込んでおります。交付時期は、第1回を4月8日を目指して準備を進めております。

以上であります。

議長(中山田健晴君) 商工観光課長桑原茂彦君。

商工観光課長(桑原茂彦君) 第13号議案の関連一般質問の、お買い物券に市が助成するというこ

3月10日

とについてでございます。これにお答えをいたします。

これまで、豊後高田市商店街連合会が発行するお買い物券、お買い物引換券の取り組みに対しましては、20年間にわたり、市の職員や教職員を中心に購入運動に取り組み、市役所としましては管理職員等協力をしてきたところでございます。また、平成19年度からは、高齢者福祉と市内の消費拡大を一体的に推進するため、市の敬老祝い品として、このお買い物引換券をそれぞれの年齢ごとに配布させていただいており、それと併せて、利用できる店舗等につきましても拡大をしていただいたところでございます。

こうした中で、他市で取り組んでいるような定額給付金の支給に合わせ、お買い物券にいわゆるプレミアム分を上乗せし、市内での消費拡大をという観点で内部でも検討してまいりましたが、これまでの取組実績から、その利用率が大型店や一部の業種に集中しているという本市の実情を考えると、お買い物券への他市のような助成につきましては、現時点では予定をいたしておりません。しかしながら、今後、定額給付金が支給されますので、市民の皆様には、市内での消費をぜひお願いしたいと思いますし、併せて、市内の事業者などの皆さんにもぜひ創意工夫され、消費したいと思っていただける取り組みをお願いしたいと考えております。

また、市としましては、昭和の日のイベントといった誘客のための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 再質疑をしたいと思っております。

最初に、支給開始の時期について4月9日という答弁がありました。そのためには、市のほうから市民宛てに申請書を届けることになるんですけれども、その申請書の発送の事務ですかね、郵送するのか、自治会長さんを通じてやるのか、その申請書は、いつ、一番早く市民には届くというようなスケジュールというんですかね、になってるのか。その辺、先程の答弁、中嶋課長の答弁というのは、いままでになく明確でね、だいたいその市民の皆さんもよくわかったと思うんですけども、さらにいま私、さらに理解を深めるためにいま再質疑をしてるんですけども、それが一つですね。

それから、子育ての、子育て応援特別手当が対象が340人というふうに報告があったんですけどね、こちらは4月8日と一日早いだけなんです。そうしますと、これだけ行政改革、行政改革というふうに取り組んでるわけなんですから、この同時にね、市民に対しては、この二つの助成を受けられるわけなんですけども、同時に同じ封筒を使って送りつける、同じ封筒で返還してもらうとするならば、郵送料だけでもかなり違うんじゃないかなというふうに思うし、市民のほうも、一緒に申請書2枚同時に出せば済むことで、そのほうが、利便性からみてもそっちのほうがよいし、もう口座についても、口座番号についても一本でいくぐらいやれば、なお市民の申請も楽になるんじゃないかなというふうに思えてならないんですけどね、まあその辺検討されたのかな、そうできないのか。

この事務費は全額国からくるんですけども、国からくるといっても、これ国民の税金ですからね。そうしてもらったと思うけど、そういうことが不可能なのかどうなのか、説明してもらいたいと思います。

それから、代理申請や代理受給のことにつきましても、いま、中嶋課長の説明でよく理解できたんですけども、最後の部分がね、こういう方がこういう書類を出せば代理申請ができるというのはよくわかったんですけども、手数料やね、手数料については、本来なら取れないと思うんだけど、それは取ることが違法なんだということやね、どんなことを、いわゆるその法律に詳しいという理由についてですね、本当は詳しくないんだろうけど、詳しいということを看板に、何しでかすかわかんこともですね、起こりかねないと思うんですよ。いままでの状況からみても、だから、ここで市民の前にこの種の代理申請、代理受給については、手数料を取るとは法律違反なんですよということになるんじゃないか、その辺はどうなのか。そういうことは、やってはならないことなんだということを市民の前に明らかにしてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

それから、次の、これに関連する一般質問なんですけれども、このプレミアムについては、いろいろ検討したけれども、いままでのお買い物券の状況からみても、特定の業種に限られるから、効果がないんじゃないかということで、今のところ現時点ではやる考えがないということなんです。これはです

ね、これだけ全国でね、実施をしてるわけですよ。まだまだ検討してるところも問い合わせしてみると、なるべく実施することで結論出したいという自治体もあるようですね。福岡県なんか、もうほとんどの自治体やってるでしょう。だから、この高田でおりた約3億円ですかね、この金が高田でなるべく消費ができる、貯金ではなくて消費をしてもらうということのほうが景気対策になるんだというふうに私は思うんですけどね、約4億円じゃね、約4億円、その辺市長どうですかね。これ市長の政治姿勢にかかわる問題なんですよ。それを1割分、大分県では2割やってるところがね、豊後大野市や玖珠町などでは、1万円方の商品券を買えば2万円の買い物ができるということですね。あとのところは、それぞれ1割だけを市が持つということになります。宇佐なんかでは、商工会議所団体などに、事務費だけは自分とこで持ってくれと、上乘せ分は全部市が持つからということになったようですけどね、事務費も市が持ってることもあります。で、これをただ、単なるお買い物だけじゃなくて、病院の医療費にも使えることもあります。いろんな方法とればね、いわゆる貯金をするよりも、実際にお金を使ってもらうと、消費拡大してもらうということにつながるんじゃないかと思うんですよ。国の施策でも、その国から市がもらっているこの景気対策の予算の中で、その、そういう事業に上乘せ分に使ってよいちゅうことになってるわけでしょう。全国的には、これを使うちゅうわけでしょう。使わないということは、ほかに何かまだそれよりも有効な使い道があるんですかね。それを使うということは、申請者について、そのお買い物券を自分が使おうという方については、全員ですね、使う意思のある方は、市から1割助成が受けられるわけですよ。で、ほかな事業について、本当に全市民的に助成が受けられる事業がほかにあるんですかね。

で、その関係で、その私が言ってるように、国からの国の予算、100パーセントの国の予算100パーセントの財源で、この上乘せ分については全部使えると聞いているんだけど、使えるのか、使えないのかね。で、使えるちゅうなら、なぜ使わないのかも市民の前に明らかにしていただきたい。国から実際に生活対策、経済対策でどれくらいの予算が豊後高田に交付されることになってるのかね。それも使い道は、全部100パーセント決まってるのかね。100パーセント決まってないでしょう。そうする

と、他市がやってるようなことで、せめて、1割でも負担するという方法とれば、市民も1割方余分に買い物ができるし、貯金しなくて、実際に高田の地元でお金使ってもらえばね、消費拡大につながる、景気対策につながるんじゃないかと思うんですけども、それがやれないのか、市長のこれ政治姿勢にかかるね、政策的な問題ですから一般質問で取り上げてるんですが、市長の見解を求めます。

以上であります。

議長（中山田健晴君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 私に対するご質問からお答えをしたいと思います。

私ども、公明党さんからそういう申し出をいただきました。1割でもそういうもので上乘せをしたらどうかという話でございます。ちょうど国の話と同じような感じになります。

私ども、この金が果たして高田の商店街に、各商店街にいくかどうかという議論をいたしました。元々商店街、いまやってるところと、商店街と大型店との関係がございます。そこ辺のもので、私どもいろんなものをするのに、いろんな大型店を入れなければなかなか商品券が売れなかったということもございまして、そういうことの中でしますと、その大型店が入らないときには、特定なところしか使いまがないということになっております。そういう面で、やりまして、そうしますと、特定な業種と大型店に行くということになります。ほとんどそういうことが多くなっております。それが果たして景気対策かどうかということが一つであります。

そうすると、一つは、景気対策かそれともばらまきかというような感じで、内部的なものとしては、1割市民の皆さんにあげるんだからいいんじゃないかという議論も出たところであります。

ところが、果たしてお年寄りとかそういう人がその1割プラスしたものをどうして買うかという話もなってきます。そういう面で、果たしてどうかという議論で、最終的な結論というものは出ておりませんが、おっしゃるように、各ところが全部1割出しておりますし、我々も何かしなきゃならんということの中で、これからは商工会議所、商店街、そしてまた商工会の皆さん方とも話して、何が一番対策になるのか、そこ辺のものも検討してみたいということの中で、いまやっております。ただ、いま先程、私たちの議論の中では、ちょうど皆さんにお配りすれば、そのところが、果たしてどういう人が

3月10日

買うかということなんです。商店街対策になるのかどうかというのが、我々まだ結論が出てませんので、ただ、そういう面では、我々も何とかしてこの給付金について、市内に落としてもらいたいということは事実でありまして、だからそういう面では、早く定額給付金も皆さんのお手元に出すようにということで努力してきたわけでありまして。そういう面で、先議も今日お願いしてありますけれども、そういう面では、皆さんがもしいいお知恵があれば教えをしていただきたいと思うんですけど、そういうような部分で、果たして商店街対策、いわゆる景気対策になるかということがありますので、どうしたら景気対策になるかという、そういう面では、一つは、先程課長から申し上げましたように、昭和の町で売上何とかとるかとか、そういうようなもので、何かそこ辺のものをやっていかなきゃならんだろうということは思っております。そういう面で、まだ私どもとしては、そこ辺のものが、どうも国の話とちょうど逆な話になるのかなという気がいたしてるところです。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 企画情報課長中嶋栄治君。

企画情報課長(中嶋栄治君) 再質疑についてお答えを申し上げます。

各申請対象者に対する申請書類等の送付につきましては、3月の16日から郵送により開始をしたいと考えております。1万通を超える量を郵送いたします。郵便局との打ち合わせでは、概ね3日以内に配達完了するだろうという予定でございます。その後3月18日から受け付けを開始する予定といたしております。

次に、定額給付金と子育て応援手当の申請書類の発送についてでございますが、当初打ち合わせでは、定額給付金に比較して、書類発送までに子育て応援手当のほうが書類発送までに時間がかかると想定をされておりまして、定額給付金の申請関係書類の発送を急ぐために、別々で、対象者に送付することといたしておりましたが、ほぼ同時期で処理をする目処が立ちましたので、子育て応援手当の関係書類を別ルートに同封する形で統一して送付をいたしたいと考えておるところでございます。

次に、施設入所者と施設の職員に関する代理の関係の料金につきましては、先程ご答弁申し上げたとおり、一切想定をされていないものでございます。ご理解いただきたいと思います。

議長(中山田健晴君) 再質疑ありますか。

22番(大石忠昭君) 大事なところ、商工観光。

議長(中山田健晴君) 商工観光、市長が答弁しましたが。

議長(中山田健晴君) 商工観光課長桑原茂彦君。

商工観光課長(桑原茂彦君) お買い物券へのプレミアム部分の一部に、そういった国からの交付金を充てることは可能であると考えております。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) もう一度質疑をしますが、代理申請、代理受給のことでね、そういう手数料のことは想定してないという答弁なんですけども、普通考えられないことなんですけども、そういうことは、そういうことが起こるということを想定してないということの答弁だと思うんですよ。そういうことは間違いだと、できないことなんだということでも市長、いいですかね。いま、おれおれ詐欺というのが問題になってますからね、口で上手に言えば、そうですね、じゃ、お礼を5,000円しましょうとかね、1,000円しましょうとかいう恐れがあるでしょう。そういうことは、それ違法行為なんだと、そういうことあってはならないんだとね、想定できないちゅうのはわかるんやけど、そうじゃない、そんなことをしてはならないことなんだということも、市民の前で明らかにできないですかね。

それからですね、プレミアムの問題なんですけれども、市長はどうもそのいままでの結果で、大型店に行くから、商店街に行かんから、行かんからという、だから効果がない論なんですよ。さっきの答弁聞いてみたら、だから、本当にこの昭和の町だけじゃなくて、旧真玉や香々地の商店まで含めてですよ、やっぱ既存の商店街をどう守っていくのかね。もう大変でしょう、どこの商店街も。せっかく、それだけのお金が高田にきたんだから、それを、そのお買い物券、割増料金がついたお買い物券使うか使わないかちゅうのは市民の自由なんです。あるいは貰うか、そのお金貰うか貰わんかも自由なんですよ。でしょ。貰った人が全部使わなならん、お年寄りも使わなならんちゅうことじゃない、使える人が使えばいいことであってね、だから、それぞれ県内の状況も全部調べてますけども、もうその満額予算組んでないですよ、それは、使える人はこれぐらいだろうという計算からやっていますよ。それでもいいんですよ。それでも予算ほどいかない場合もあ

りますよ、それはね。でも、あなたが本当に前商工労働観光部長も務められた方で、ね、先程の提案理由説明の中でも、桂川からこちらの西側の商店街は、何とか元の賑わいを取り戻したという評価をしまして、玉津側はまだそうになってない。その玉津側そういう状況じゃないですよ、あるいは真玉、旧真玉、香々地についても同じ状況でしょう。だから、この商店街、既存の商店街をどうするかしなければね、これは商店街の皆さんとよく協議をして、商店街も総意を出してもらって、そういう総意を出せばその分、市が助成するから、何とか地元既存の商店で消費拡大ができるような努力をしようじゃないかと、いわゆる呼び水を与えるべきじゃないんですか。

これよそではね、例えば豊後大野なんかはね、今回だけじゃないんですよ、来年も再来年もやるちゅうわけね。来年6,000万、再来年6,000万ですかね。今回は1億2,000万の事業やるんですよ。この分で、地元商店街の育成のためにね。もう全国の状況を聞いてみても、何とかね、やっぱこの金を、市長も最近別府のトキ八に買い物に行ってるようでしたけど、はい、何人からも目撃されてますよ、奥さんと一緒にね。だから、その金で、別府のトキ八や大分のトキ八まで行くんじゃないかね、やっぱ市内でどう使うかちゅうのは大事な問題なんですよ。

だから、市内で使えば1割分儲けますよ、2割分儲けますよ、2割のともあるんですよ。2割出しますよと、だから商店街で使ってくださいと。市民も儲かる、商店街も得をするちゅうことになりませんかね、これは。これ私は市長就任後、この問題は取り上げたとこなんです。その当時は、5パーセントもできないかちゅう議論をしてきました。しかし、いま、商工観光課長からも答弁があったように、国の資金100パーセント使えるんですよ。そうでしょう。その使える元になってるのは、地域活性化生活対策臨時交付金で、都道府県に2,500億円、市町村分で3,500億円の内の豊後高田にきてるわけでしょう。それ全部もう使う計画できてないでしょうが、まだ、ね。だから、このうちの2,000万なり3,000万を使えないかち。商店街、大型店に流れるのが困るなら、流れないようにね、地元既存商店に流れるようにすればいいんじゃないんですか。工夫すればできることじゃないんですか。で、ないと、それはトキ八まで行けない人ももちろんあります。将来のために貯金する人もあります。

地域振興券の時はほとんどの方が貯金してしまったんですよ。いまのこのね、100年に一度と言われる不況を解決するちなるとね、消費拡大というのがひとつ問題ですよ。我々はこの給付金反対しましたけど、もうできた以上はね、どう有効に使うかですよ。トキ八に持っていかれるよりは、豊後高田の地元商店街で使わせるというように、市長、政策的に考えるべきじゃないんですか。もう一度市長の見解を求めます。

議長(中山田健晴君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) 先程ご答弁したとおりでありまして、商工会議所、商工会そして商店街の人々と話をしてみようと。ただ、いま言ってますように、いまの。

(22番(大石忠昭君) 話をしてみよう。)

市長(永松博文君) そういう話の中で、どういふうなことが一番そういうような活性化になるのかということを検討しようということでご答弁しているわけでありまして、金がないとかあるとかいう問題ではないということとは私ももわかってますし、そこ辺のものではどうしたら効果的にやるかということでもあります。いま、先程申し上げましたように、そのどういふうに各市が確かにそういうようなものをやってるのをどうするかというのは、我々随分議論をしてるところでございます。そして、また、いま申し上げましたように、商店街の人々のどういう意思なのか、その商工会議所、商工会がどういう意思なのか、いままでも話してまいりましたけども、これからも、どうしたら一番活性化になるかということ、皆さんが高田で使ってもらえるかということ、これから議論を、検討するということとさせていただきます。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 企画情報課長中嶋栄治君。

企画情報課長(中嶋栄治君) 再々質疑についてお答えを申し上げます。

先程ご答弁申し上げましたとおり、施設入所者と施設職員の関係の間の手数料のやり取りというのは、一切想定していないものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長(中山田健晴君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

3月10日

議長(中山田健晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第13号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、第13号議案については、原案のとおり可決されました。

議長(中山田健晴君) しばらく休憩いたします。

なお、午後の会議は、1時から始めたいと思います。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

議長(中山田健晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより第1号議案から第12号議案まで及び第14号議案から第33号議案まで並びに報第1号から報第3号までの質疑に入ります。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

議長(中山田健晴君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。議案質疑をしたいと思いますが、先程の中嶋課長みたいに的確な答弁を求めたいと思います。

最初が、第2号議案の国保の当初会計予算についてであります。提案されている予算では、国保税について、前年度比で4,900万円の増、比率では前年度よりも8.8パーセントの増の予算になっています。前年度は、3月議会で国保税条例の改定を行いました。今回は税条例の改定はされてないんですけども、なぜこの4,900万の増になるのか。いまのこの景気状況からみましたら、市民の所得というのは、減りこそすれ、増えてないんじゃないかと思えますし、まあリストラを受けて社会保険から国保に加入する人が大幅に増えるということもそんな大きい数ではないと思うんですけどね。この4,900万円の前年度比の国保税の伸びについてね、その要因について説明をしていただきたいと思えます。

次が保険給付費についてなんですけれども、こちらは前年度比で1億3,700万円ですね。これ計算しましたら6.4パーセントの増になるんですけども、国民の世論も高く、総医療費の大改善も強行することができないでいるわけですね。政府においても、だから総医療費が特別にそんなに増額

になるということは予想されないと思えますね、まあ、かねてから、永松市長も豊後高田の医療費が県下の状況、全国の状況からみても高すぎると、何とかその予防活動に力を入れてですね、市民の健康づくりに力を入れて、皆さんの命や暮らしを守っていくことで、国保税の値上げも抑えたいという意向を示しておったんですけどね、これだけこの医療給付費が上がるといこともなぜなのか、その辺の説明をしてもらいたいと思います。

それから関連一般質問で、国保の関係では、私も随分市内回りますけれども、一番市民の要望の高いのがですね、やっぱり自分たちのこの生活見てくれと、仕事はないし、なかなかその農業してもですね、もうやっていけない状況なのに国保税の負担がもう重すぎるんやと。なんで収入に比べてこんなに高いんかとね。そもそも、もうこの家計の中での国保に占める割合が大きいちゅんですよ。何とか下げてくれないかという声なんです。で、新聞などでご承知のように、別府市では、浜田市長がね、実は高田と同じように昨年の3月議会で条例改定して値上げしたんですよ。でもね、あまりにも市民がね、何とかしてくれという、実は「国保税を考える会」などもできて、署名活動もやりましたしね、交渉もしてきましたけれども、とうとうね、浜田市長が、この市民の切実な声に答えていただいてね、全世帯下がることになりました。下がることになりました。今度の今回提案されてる条例改定案ではね。

で、やっぱりその分は、これまでも大分や別府、それから佐伯市などでは、一般会計からの繰入れをしてですね、これだけ市民が困っている国保税の値上げを抑えてきたんですよ。それでもなお、また今回も繰入れをやりましてね、抑えようということになりました。よって、高田でも、市長のこのやっぱり政策的問題としてですね、この困ってる市民に答えるために、別府の場合は、応益の割合を下げたんですよ。均等割を下げました。平等割と均等割がある、均等割下げましてね、どの世帯も下がるようになったんですよ。高田でも、何とかそういう方法をとってですね、若干でもこの市民の負担軽減でご尽力していただけないかと思うんですけども、市長の見解を求めます。

次が第3号議案についてであります。

これは、後期高齢者医療保険の特別会計なんですけれども、この保険料の普通徴収のほうですね、これは年金天引きじゃない方なんです。それを現年

度分で豊後高田市で5,000万を超える額を徴収するという予算になってるんですが、これは、徴収率についてはどれぐらいの見積もり、積算をされてるのかね。一般のこれまでの国保税やあるいは市民税などと比べてみて、徴収率をどういうようにみてるのか、説明してもらいたいと思うんです。

それから、もう一つの繰越分がありますね。これ見ましたら、79万6,000円計上されてるんですけども、79万6,000円というのは、いわゆる実際に滞納が20年度から21年度に引き継がれる、21年度で集めようとしてる、だから、言うなら20年度の滞納総額になると思うんですよね。20年度の滞納総額の内の何パーセントを見てるのかと。これは徴収率に見合う予算しか組んでないと思うんですよ。もっと言うならば、市民にわかりやすく説明していただければ、20年度末で介護保険料の普通徴収分の滞納総額がどれぐらいを見込んでおいて、そのうちの何パーセントで79万6,000円なるかという説明していただければわかりやすいと思うんです。

それから、関連する一般質問では、今年度、今年度ちゅうのは、新年度新たな問題になるうとしてるのが、この高齢者に対する国保手帳の証明書の取上げ問題なんです。ご承知のように、国民健康保険に加入されてる段階では、法律で、高齢者についてはいくら国保税滞納しておいても、国保証明書の取上げをね、してはならないと。それはあくまでも納税に協力してもらおうけれども、お年寄りというのは大事な体なんだから、たとえ国保税を納められなくても、ちゃんと医者にかかれるようにしようということですね、その国保手帳の取上げができなかったんですよ。

ところが、今回の75歳以上の後期高齢者医療制度については、法律で、1年以上滞納した場合には、もう取上げができることになったわけですね。交付しないちゅうことになったわけですね。それがちょうど1年迎えましたので、この4月からどういうことになるかということですね、私たちは心配してるんですよ。

で、新聞、テレビでご承知のように、子どもの医療費の取上げ問題が大きな問題になりましてね、もうとうとう政府も法律を変えまして、この前の国会で変えまして、小中学生までは、たとえ国保税の滞納があってもね、保険証は交付するという事になった。医者にかかれるようになったんです。

よってですね、やっぱり柔軟路線をとらないかんと思う。豊後高田の場合は、言うならば、高齢者だけじゃなくて、一般市民についてもね、基本的には、国保証の取り上げをしてこなかったんですよ。大分県の中では豊後高田市だけなんです。そのことは評価をしたいと思うんです。よって、一度だって国保証を取り上げられたことのない人が、いよいよ後期高齢者医療に変わったことによって、取り上げられる可能性が出てきたわけですね。だから、何とかこの取り上げられずに、ちゃんと必要な方はちゃんと保険証を持って治療を受けられるようにさせてあげてほしいと思うんですけどね、その辺、これはどこが発行するかしたら、広域連合が発行すると思うんでね、広域連合に働きかけて、高齢者の命、医療を守っていくというようにしてもらいたいと思いますが、見解を求めます。

それから、次は基本的にはですね、やはり全国でこれだけお年寄りいじめの後期高齢者医療制度を廃止せよという声が高いわけね。この国民の世論に押されて、参議院の本会議ではこの廃止論が可決されたんですよ。しかしそのままなっておりましてね、衆議院ではこれが通らないで、宙に浮いとるんですけども、ぜひ市長は、この高齢者や国民の声に応じて、後期高齢者医療制度の廃止を働きかけると。抜本的にですね、後期高齢者を含めて国民の医療体制を改革させるという立場から、市長働いていただきたいと思うんですけどもどうなのか。見解を求めます。

次が、第5号議案ですね。これは介護保険の特別会計の当初予算なんですけれども、これを見ますと、保険給付費は前年度比で4,400万円減額となっています。なのに、あとで出てきます介護保険条例では、介護保険料が基準額が値上げされることになってるんですね。だから、介護保険料の算定の元になるのが、いわゆる保険給付費が3年間でどれだけ必要なかという、そのいわゆる保険計画に基づいて保険料は決まるわけですね。その保険料が下がってるのに介護保険料がなぜ上がるかというのが疑問点なので、ここでちょっとお尋ねしたいんですけども、説明をしていただきたいと思います。

次が、第14号議案は補正予算についてであります。景気対策としまして、国の08年度の補正予算が、豊後高田市では3億8,000万円の補助金として交付を受けておりますけれども、市としては、この財源を使ってどのような景気対策、市民の生活

3月10日

防衛対策に取り組む、この08年度事業で取り組む考え方なのか、市民にわかるように説明してもらいたいと思います。

資料請求しておりますけれども、資料は、ちゃんともう県に出してある資料、それぞれが事業名が入ってるのに、高田では何件なんぼと書いてるだけだね、もうこれではちょっと市民は理解できないと思いますので、市民の前にですね、どういう事業をやるということを明らかにしてもらいたい。

それから、地域振興基金に積み立てる、大幅なものを積み立てるんですけれども、その今後の運用についてどう考えてるのか。それから企業立地促進奨励金との関わりなどについて、市民がわかるように説明をしていただきたいと思います。

次が、この雇用問題に関連する一般質問なんですけれども、最近の新聞、テレビで報道されましたように、厚生労働省は2月27日付けでですね、15万7,806人の非正規の労働者が3月末で職を失ってしまうというこの企業からの聞き取り調査の結果を発表しております。1月の前回の調査の段階から見ますと、約3万3,000人の方が職を失うという数字になっています。この15万7,800人の中に、豊後高田にお住まいされてる方々がどれくらいこの中に入っているのか、一番市民としては知りたいとこなんですけれども、高田の企業で働いてる方で、どれくらいが今回の不景気の影響を受けて職を失うような結果になってるのか。特に3月末は一番打撃が大きいと思うんですけれども、どのように把握されているのか。高田の企業だけじゃなくて、豊後高田に住みながら、国東や杵築や、あるいは日出や、宇佐や、中津やと働いてる方々で、実際に職を失った方がどれだけあるというふうに推定されてるのかね。そのことを市長はどのように痛みを感じてるのかね、認識してるのか、その辺市長の見解をお尋ねしたいと思うわけであります。

もう一つは、何といても大事な点は、この派遣切りとか、期間工切りによって職を失った人々、すべての人々に対して、住居や生活や、あるいは再就職をさせるために、行政としての支援を行う、それからこれ以上大量な解雇をもう絶対に許さないと、そのために、やっぱりこの元である大企業に対する、政府が指導監督を強めることが一番元になるんですけれども、そういうようにするためにも、市長が一骨折ってもらいたい。それから、二度とこうした政治災害を起こさないためにも、この法律を抜本的に

改正が必要だと思うんです。その辺、やっぱり市民のこの命や暮らしを守っていくために、市長として、政府関係機関に働きかけていただきたいと思うんですけれども、市長の見解を求めます。

次が、介護保険条例、第30号議案についてなんですけれども、厚生労働省もこういう時世の下ですから、何とか介護保険料の値上げを抑えなさいと、最低据え置きにいなさいと、貯め込んでる金も全部使ってしまうなさいと、一般財源からも繰り入れてもいいですよということになって、全国的には、値上げをしないという方向で努力をされています。県内でも随分大幅に下げるともあります。宇佐でも中津でも大幅な値下げになりました。ところが、高田の場合は、わずかですけれども基準額の値上げになりました。で、何とか、これ基準額でいったら、月にしたら80円、年間にしたら960円の値上げなんですけれども、せめて厚生省の指導並みに年間960円はやっぱり引き下げてですね、この据え置きをすべきだったと思うんですけれども、それができなかった、なぜできなかったのか、市長のですね、政治的見解を聞きたいんですよ。

それから、やっぱり一般財源からも繰り入れても、やろうと思ったらできるわけでしょう。あるいは計画のこの給付費をちょっと引き下げればね、計算上でもやれるわけなんですよね。やれるでしょうそれは、だって余ったんですよ。中津はね、中津は余って大事なんよね。大事やったんですよ。給付費計画作ったけど、計画どおりいかなかったね、そうでしょう。それ宇佐の場合は、前の時は足らなくて借りたんですよ。今度は、宇佐はまた余ったんですよ。高田の場合も余るような計画じゃなくてね、やっぱり少し足りないで借りてもいいわけやから、何とかね、据え置きをすべきだったと思うんですよ。策定委員会でそういう意見なんか出なかったんですかね。その辺、今回こういう条例改定になったその根拠についてね、説明してもらいたいと思います。

次が、関連する一般質問でね、もう何度も言っておりますけれども、本当にこう年金生活者の中で、もう年金そのものが少なくて、もう介護保険料の負担でやっぱりね、そら市長の給料から見ればほんのわずかのものといえるかもしれんけどもね、本当に生活困窮者ちゅうのは、介護保険料の保険料の負担が大変、利用すれば1割の利用料が大変ということで、なかなかね、サービス受けたいけど受けられないという方も多いわけなんですよね。よって、大分

市、県下では一番いいのが大分市の減免条例ですね、などを学んでみてですね、その収入実態が本当にひどい方についてはね、それは独自の軽減措置を実施をし、お年寄りを守るべきだと思うんですけども、それがなぜできないのかね。する考えがあるのか、見解を求めます。

それから、もう一つは、介護現場で働く方々の労働条件の改善の問題なんですよ。もう全国的に大問題になっておりまして、政府もとうとう認めて、報酬を3パーセント引き上げることまでになったんですよ、いままではですね、介護現場で人材が不足してるというのが大きな問題になってるんですけど、それはあまりにも低すぎるこの賃金とか、労働基準法さえ守られてないような労働条件とか、本人たちは、本当に高齢者の尊厳を大切にしたいという初心を活かしてね、誇り高く仕事したいんだけど、なかなかそういう労働環境になっていない、劣悪な状況とかありましてですね、この人材不足が続いてるわけですね。

よって、介護労働者の労働条件の改善は、介護を利用している人の生活と人権を守っていくためにも極めて大事な問題だし、この不景気の中で雇用拡大していくためにも、やっぱりこの労働条件改善というのは、市民にとってもですね、もう大事な問題だと思うんです。よって、報酬が3パーセント上がったけども、自動的に現場労働者の賃金が上がるという保障がないんでね、やっぱり市内の関係する事業所に市長が働きかけてもらう。基本的には、もっと3パーじゃなくて、5パーも10パーも上げるといように政府に働きかけると同時に、やっぱりその増額された分は豊後高田市内の事業所の労働者がね、労働条件が改善されるように市長として働きかけてもらいたいと思いますが、いかがでございましょうか。見解を求めます。

次が第33号議案の道路の占用料の改定についてであります。

この問題は、もう私も議員を40年近く続けさせてもらってるんですけども、この間何度もですね、やっぱり九電から貰うべきものは貰えということで議論しましてね、何回かこの間改正をされてきて、引き上げられてきたんですね。今回みたいに、一度にこんなに大幅に占用料金が引き下げられるというのは、私の議会活動では初めてのことなんですね。しかし、先程市長は、議案の末尾にその理由の説明書いてるから読めばわかるというけれどもね、

それ読んでみましても、地価の大幅下落などを背景にと書いてるわけよね。ところがね、こんなに大幅に市内の地価が下がってるかちゅうわけよね。どうということかといいますと、九州電力からもらっている市道に立っている電信柱1本当たり1年間で、いままで1,600円だったんですよ。1,600円ずっと貰ってきてたんですよ。最初は安かったですよ。とうとう1,600円までいっとったわけね。今度これを1,100円にすると。いわゆる500円一遍に値下げをするわけですよ。500円といえば、引下率が31パーセントになるんですよ。そんなにね、31パーセントも地価が下がったんですかちゅうわけね。我々の給料だって31パーセントも下がってないでしょう。なんで、そんなら九電の儲けが下がってるかといったら、九電のデータ見てごらん、どんな状況だって、九電も儲けを出してるじゃありませんか。内部留保もあるじゃありませんか。

なんでそれがね、いまになって、31パーセントも九電から、あるいはN T Tからのね占用料を引き下げなければならぬのかと、私は納得できないんですよ。なんでそういうことになったのか、市長説明してください。

それから、最後に報告、報の報告第2号についてなんですけれども、この二つの件につきましてもですね、やっぱり市の管理責任を問われる問題で、賠償しなければならぬことになったわけなんですよ。こういう事故が度々起こっているんですよ。そのことを市長としてはどう管理上の責任を感じておられるのか。今後このこういう事故を起こさないために、この教訓をどう活かそうとしてるのか、市民の前に説明していただきたいと思います。

以上であります。

議長(中山健晴君) 保険年金課長南松豊久君。
保険年金課長(南松豊久君) 第2号議案、平成21年度国民健康保険特別会計予算についてお答えします。

国民健康保険税の予算については、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金など、積算された支出見込総額から、国庫負担金、国及び県の調整交付金、その他の収入額を控除した額が国保税として財源となるものでございます。

質疑のありました、歳入の1款、国民健康保険税については6億713万4,000円を予定しておりまして、前年度予算対比で4,907万4,000

3月10日

0円8.8パーセントの増を見込んでおります。昨年の3月定例会において、税率改正をお願いしたところでございまして、平成21年度の国保の財政運営につきましては、現行税率で運営できるものと考えております。前年度対比で増額となった要因といたしましては、保険給付費の増加に伴うものが主なものでございます。

次に、歳出の2款、保険給付費についてでございますが、給付費については、インフルエンザ等の流行病により大きく左右されることから、過去5年間の給付実績により、伸び率と被保険者数の変動などを考慮して算出したものでございまして、22億8,018万5,000円を予定しております。前年度予算対比で1億3,710万2,000円、6.4パーセントの増を見込んでおります。

前年度対比で増額となった要因といたしましては、第15号議案の平成20年度国民健康保険特別会計補正予算として、保険給付費の増額をお願いしておりますように、平成20年度当初予算編成時において見込んだ予算に1億円を超える不足が生じる見込みとなっております。医療費の増加が主な要因となっております。

次に、関連一般質問についてお答えします。

国民健康保険事業は、保険税と国庫負担金等の特定の収入を財源として、これを保険給付、その他の特定の支出に充てる独立性を有するものであることから、一般会計と区分し、特別会計を設けることとされています。

国保特別会計において、一般会計繰入金として計上しているものとしたしましては、軽減した保険税に充てる保険基金安定制度に係る繰入れ、出産育児一時金の繰入れ、財政安定化支援事業の繰入れ、事務費の繰入れでございまして、質疑のありました保険税率を引き下げのための一般会計からの繰入れは困難でございます。

次に、第3号議案の関連一般質問部分の、保険証の取り扱いについてでございますが、後期高齢者医療制度の財政運営は、被保険者の医療費等の費用を国・県・市町村の公費、現役世代からの支援金及び保険料で賄われております。一定期間の滞納者に対して保険証を返還させて、短期保険証、資格証明書を発行することにつきましては、被保険者間の保険料負担の公平性を継続し、窓口等での納付相談の機会を確保して交付することとなっております。しかしながら、法令で定める期間の保険料を滞納したこ

とにより、一律的に短期保険証や資格証明書を発行するものではなく、法律上に規定されている特別な事情等に該当する場合は、資格証明書を交付しないこととなっておりますので、保険料を滞納している方については、きめ細かな納付相談を行い、滞納理由や生活状況等を十分に把握して、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、資格証明書の取り扱いについては、大分県広域連合内で統一した見解により運用されることから、現在、広域連合において、統一基準の要綱を構成市町村と協議しているところでございます。

次に、国への働きかけについてでございますが、後期高齢者医療制度については、平成20年4月から施行され、約1年が経過しようとしています。この間、制度の施行状況等を踏まえ、制度の円滑な運営を図るため、年度途中ではありましたが、低所得者に対し、保険料の軽減対策などが講じられたところでございます。

高齢者の方々の医療費を国民全体で支え合うという後期高齢者医療制度の趣旨は守らなければならないと考えておりまして、現在、市長会を通じ、制度の実施状況を把握し、円滑な実施のための十分な財政措置を講じること、及び制度の見直しを行う場合は、地方の意見や実情を十分に踏まえることを要望しているところでございます。

次に、第5号議案、平成21年度介護保険特別会計の保険給付費についてであります。保険給付費の算定につきましては、現在までの給付状況を基に計上したものであります。

第4期事業計画と比較いたしまして、平成21年度の計画上の標準給付見込額は24億2,855万2,375円に対し、保険給付費予算額は23億6,112万9,000円でございます。これは、当初予算編成時において、介護報酬の改定率が確定していませんでしたので、3パーセントの上昇分は加味していない予算額でございます。

また、保険料の上昇要因については、主に制度改正による影響でございます。

内容といたしましては、介護報酬の改定、第1号被保険者負担割合が19パーセントから20パーセントへの上昇、さらに、保険料負担段階第4段階の細分化を行い、基準額に乗じる保険料率を軽減した影響でございます。

次に、第30号議案、豊後高田市介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険料の算定

にあたって、まず、第1号被保険者数につきましては、住民基本台帳の人口を基に推計し、要介護、要支援の認定者数は、現在の認定率等を基に推計を行っています。

給付率につきましては、給付実績を基本とし、要介護度別、サービス種類別の利用状況や、利用者数の伸びなどを分析し、各年度における利用料の推計を行い、4月から改正されます報酬単価の改定を加味して算定を行いました。

次に、保険料の負担段階の設定についてですが、6段階設定を基準とし、介護保険法施行令等の改正に基づき、激変緩和措置が平成20年度で終了することにより、第4期計画についても、低所得者への負担軽減を考慮して、保険料負担段階第4段階の細分化を行い、基準額に乗じる保険料率を軽減したところでございます。

内容につきましては、公的年金等の収入額及び合計所得金額の合算額が80万円以下のものについて、保険者の判断により、その基準額に乗じる割合を軽減できる内容であり、新たに軽減枠を設定し、所得の低い方に配慮したところでございます。

また、第4期事業計画においては、制度改正により、第1号被保険者の保険料負担率の変更、介護従事者の処遇改善を図るため、介護報酬の改定が行われるところでございます。内容としては、負担率が19パーセントから20パーセントへ改正、報酬改定については、約3パーセントのプラス改定が行われ、このプラス改定に伴い、保険料の上昇分を段階的に抑制するため、平成21年度は、改定による上昇額の全額、平成22年度は、改定による上昇額の半額を、国費により被保険者の負担軽減を図るところでございます。

これらの数値を基に、第4期事業計画期間中の保険料を算定し、国の三原則に基づき、現在までの基金積立額約7,600万及び今期基金積立予定額2,700万の繰入れを行い、合計1億円の基金の取り崩しを行い、保険料の負担軽減を図ることにいたしました。その結果、第4期の基準額は4,240円となり、第3期の基準額と比較し80円の上昇となりましたが、報酬改定に伴う特例交付金により保険料の上昇を段階的に抑制する措置を講じ、基準額を平成21年度は、上昇額の全額を抑制した4,121円、平成22年度は、上昇額の半額を抑制した4,181円、平成23年度は、4,240円と決定したところでございます。これにより、第4期中の3

年間平均上昇額は、第3期と比較し、20円の上昇に抑えることができました。

次に、介護保険料の減免制度でございますが、先程ご説明いたしましたように、保険料負担第4段階の細分化を行い、新たに軽減枠を設定したところでございます。今後においても、国の基準に基づき実施してまいりたいと考えております。

次に、介護報酬についてですが、国への働きかけについては、全国市長会等を通じて今後とも働きかけていきたいと考えております。

事業所への行政指導についてですが、国も一定期間をおいて検証を行うようになっており、その内容を見極めながら状況を確認し、指導していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 税務課長尾造正直君。

税務課長（尾造正直君） それでは、大石議員の第3号議案の後期高齢者医療保険料の徴収率についてお答えします。

今年度の保険料は、大分県後期高齢者医療広域連合から、豊後高田市の保険者数に対して、一人当たりの賦課額を積算して、軽減額を差し引いた総額の保険料に徴収見込率98パーセントを掛けた額が今回の予算要求額であります。これに対して特別徴収及び普通徴収に振り分けしたものでございます。

滞納繰越分普通徴収保険料につきましては、平成20年度滞納見込額は、当初予算編成段階での滞納繰越見込額663万4,000円に対し、徴収率12パーセントを見込んで予算計上しているものでございます。

以上であります。

議長（中山田健晴君） 財政課長野村信隆君。

財政課長（野村信隆君） 第14号議案についてお答えします。

今回の補正予算では、国の地域活性化生活対策臨時交付金を活用し、地域振興基金積立金、企業立地促進奨励金を計上したところでございます。

地域振興基金積立金3億8,469万6,000円につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金1億1,997万8,000円と一般財源2億6,471万8,000円を充当してまいります。

一般財源を追加した考え方といたしましては、企業立地促進奨励金は、本来ならば、一般財源が充当されるものでございますが、今回、地域活性化生活対策臨時交付金が奨励金に充当できることから、そ

3月10日

の一般財源の振替部分を基金に積み増しいたしまして、平成21年度補正予算以降の地域活性化に資する事業の財源として活用するためであります。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 商工観光課長桑原茂彦君。

商工観光課長(桑原茂彦君) 第14号議案の関連一般質問部分についてお答えいたします。

本市の市民の方で職を失った労働者はどれだけあると認識しているのかとのご質問でございますが、実態把握を行うことは困難でございます。

次に、派遣切り、期間工切りによって職を失った方々に、住居、生活、再就職の支援を行うことにつきましては、このように急激に変化する雇用情勢に迅速に対応できるよう、昨年の12月18日に、豊後高田市緊急雇用等総合対策本部を設置いたしております。

対策本部では、雇い止めや解雇などの雇用調整の影響を受けた非正規労働者等や中小企業者について、総合的な対策を講ずることといたしておりますので、離職者に対する雇用相談や、居住相談、新規就農相談及び中小企業者に対する金融相談等に迅速かつ総合的に支援を行っているところであります。

次に、大企業へ監督指導並びに抜本的な法律改正につきましては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

ただし、本市に立地する企業につきましては、ワークシェアリング等を実施するなど、大変な努力をしていただいておりますので、市といたしましても、さらに企業に対し、雇用の確保に特段の配慮をしていただくよう強くお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 建設課長河野義雄君。

建設課長(河野義雄君) 第33号議案、豊後高田市道路占用料徴収条例の一部改正についての道路占用料の改定についてお答えいたします。

平成20年4月に道路法施行令の道路占用料が改正されたことから、現在、全国的に道路占用料徴収条例の改正が行われており、県下14市の内、13市においては、本年4月から、他市の1市につきましては、平成21年度の条例改正を予定しております。この道路占用料の改定は、近年の全国的な地価の下落等を背景にするもので、平成8年の改正以来10年ぶりとなるものであります。豊後高田市においても、地価の下落等が認められるところござ

います。

今回の道路占用料の改定単価につきましては、県下実態との均衡から、これまでと同様、九州沖縄地区道路占用料改定検討委員会において決定された、九州統一単価に基づいて定めるものであり、本市が独自に実情に合った占用料を算定することは、技術的にも困難であります。

また、本柱の占用単価の種別区分の適用につきましては、占有者による現状の把握が不可能とのことから、地域の平均値を採用したいと考えております。

次に、報第2号、損害賠償の額の決定及び示談についての損害賠償の原因と今後の対応であります。事故の現状につきましては、相手方車両が交差点を右折通過する際に、交差点右端に設置してある集水樹の鉄蓋を跳ね上げ、車両底部を自損したもので、事故の発生状況を踏まえ、相手方と示談によって賠償額を決定したものであります。

市道のパトロールの調査につきましては、建設課によって実施していますが、環境課の不法投棄パトロールに併せて道路パトロールをお願いをしております。また、全職員にも通勤時をお願いをしております。

道路施設の管理につきましては、現況の調査と市民の皆様から寄せられる道路情報に即応した適正な維持管理を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 農林振興課長井上晃一君。

農林振興課長(井上晃一君) 報第2号の2について、事故の概要と今後の対応についてお答えいたします。

平成21年1月30日午前7時20分頃、本市と杵築市山香町を結ぶふるさと林道豊後高田山香線において、山香町から豊後高田市方面に向けて走行中の車両が、山からの落石に乗り上げ、車両底部を破損したため、今回損害賠償額を決定し、示談したものでございます。

今回の事態を受け、当該路線については、ドライバーに対する注意喚起の標識を設置いたしました。これまでの主要林道の管理につきましては、定期的な検査を、点検を実施し、交通に支障をきたす支障木や落石の撤去等行ってまいりました。今後につきましても、これまでと同様に、定期的な点検を実施し、安全性の確保に努めてまいります。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 再質問をしたいと思いません。

最初が国保についてなんですけれども、縷々説明がされましたが、一番大事なその市長の政策的姿勢に関わる引き下げのためにね、どうするかという問題がないんですよ。南松課長の答弁はね、事務的にはそれはちゃんと正確な答弁だったと思うんです。よって、市長にね、やっぱりいまの課長のお話では、一般会計からの繰入れは云々と言われたけれども、財政支援安定化資金については、これは課長に聞いてもいいんですけど、高田の場合100パーセント入れればもうかなりの額が増えることになるんじゃないんですかね。別府もそれを丸々100パーセントということにしたんですよ、今回ね。それを繰り入れることは、なんら問題ないでしょう。いま80パーセントしか入れてないでしょう。それはどうなのかね。

その他についてもね、大分や別府や佐伯市では、市長のやっぱり政治的判断でね、これだけ困ってる市民の負担を軽くしようということで一般財源から繰り入れしたんですよ。2億3億単位ですよ。やろうと思ったらできるんですよ。うちで3億もやれなんか言ってるんじゃないんですよ。幾分でもね、やっぱり3,000万でもいいから下げようかね、やっぱり市長の政治手腕を発揮してもらえんでしょうか。市長の見解をもう一度聞きます。これ大事な問題なんです。

次は、後期高齢者医療です。いまの答弁では、税務課長の答弁では、保険料の滞納繰越の解決は、この予算ちゅうのは20年度の滞納額の12パーセントしかみてないというふうに答弁だったと思うんですよ。だから滞納ある、1年間の滞納の12パーセントしか新年度では徴収しないということは、いわゆる20年度の滞納そのままするということでしょう。12パーセントちゅうと88パーセントの税金は残るといふことの計算になるんですよ。そうすると、いま、南松課長からあったように、後期高齢者の保険証の取り上げ、いわゆる資格証明に結び付くんじゃないかという気がしてならないですよ。だから、やっぱり滞納されてる方については実態調査をされてね、納められる方は納めてもらう。どうしても無理な方についてもね、やはりこの保険証取り上げないようにしてもらいたいと思うんですけど、最初から12パーセントしかも滞納整理しないということは、どうせ滞納残るんだから、そ

の方については、保険証取り上げるんだと同じことにつながらんですかね。

ね、だから、その関連で、いま、南松課長の答弁では、何とかそう機械的な取り上げじゃなくて考慮しよう。広域連合と市町村がよく協議して要綱決めようということなんだけど、もう決してね、悪質な滞納者と、本当一般の滞納者は区別をして扱ってもらいたいと思うんですけども、その辺のね、やっぱり高齢者に被害を与えないように、保険証取り上げられたことで医者に行けなくて死亡事件が起こるなんちゅうことのないようにですね、してもらいたいと思うんですけども、その点どうなのか。

それから景気対策の問題で、地域振興基金に3億8,000いくら積み立てましたわね。で、これの有効活用については、21年度から3年間で使っていくことになると思うんですけども、今のところどういう事業計画になってるのか。市民の前に、3億8,000万の内のどれぐらいの活用計画なのか示してもらいたいと思うんです。

企業振興のほうはそれでいいですね。

それから、あと、介護保険料の改定問題で、南松課長の説明でなかったんですけども、なかったんですけども、今回ね、私たちが主張してきましたように、4段階の方で、4段階の方というのは、自分は非課税だけでも家族の中に課税者がいる場合、ここの非課税者の年金が少ない人が一番大変だったんですわね。前は2段階の人が大変だったんだけど、3年前の改定で2段階80万円以下については1段階と同じにしましたからね、この高田では約2,300の方が安くなったんですよ、3年前はね。今度は、この私たちがいままで指摘してきた同じ非課税でも、家族が課税があったときには高い料金だった。4段階ね。それが80万円以下については、ランクを1個ん付けまして、この方が1,000約50人です。1,500人については、今回は下がるんですよ。一番今回下がるのはここの部分ですよ。3年間でしましたら2万4,852円下がることになります。このことは私たちが主張してきたことで、これは評価できるんですよ。しかしながら、基準額がね、その80円上がると、しかし初年度は3パーセント分を国が持つ、2年目は半分持つから、平均したら20円の上がりじゃないかと南松さん言うけれどもね、それならば、やっぱり厚生省の指導どおりにね、何とか値上げを抑えるぐらい、ちょっと事業計画調整すればできたと思うんですけどね、

3月10日

それがなぜできなかったのか。やっぱり市長の政治的な問題なんですよ。豊後高田も、ちょっと値上げしないで済んだんだというようにしてもらいたかったと思うんですけども、市長の見解をもう一回求めます。

それから、もう一つは、これ大事な点なんですよ、市長ね。値上げするのか、据え置きかちゅうの、別府は据え置きできました。とうとうね。調整しまして。うちは上がったんですよ。80円の値上げですよ。中津も宇佐も500円、700円と値下げなんですよ。うちは80円の値上げなんですよ。で、よって、もう1点は、介護労働者に対するね、事業所に対する行政指導ができないかという点で、市長の見解もう一回求めます。

それから、道路占用料についても、それに従わなかったら、法律違反で何か罰則規定があるちゅうことじゃないでしょう。だから、本当は条例否決したら、そのまま九電から取れると思うんですが、その辺はどうなのかね、見解求めます。

以上です。

議長(中山田健晴君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは、私のほうから3点についてご答弁申し上げます。

国民健康保険につきましては、一般財源を繰り入れたらどうかということでございますけれども、やはり、私の考え方としては、これは独立性ということの中で、我々はそういう診療費そういうものを、健康を保ってできるだけ診療費払うものを少なくするような努力をみんなでしたいとそう考えております。

それから、介護保険料の話ですけども、ちょうどたぶん中津、宇佐が私どもの1期と同じようなことで、随分1期のときに大石議員さんから随分やられました。その結果として、たくさんの基金ができた。それで2期、それからそういうことの貯金でやったわけでありまして。まあ、ちょうどたぶん、宇佐、中津はそういう状況だろうと。

それから、私ども何とかしておっしゃるとおりで、値段を上げたくないということの中で、実は基金がいまあるのが7,000万、この20年度にできるのが2,700万だろうと。だから、それまで取り崩して何とか基金をゼロにするような格好にして下げたのが、その結果として20円は上がるという、そういうものになったということで、そういう努力もぜひ認めていただきたいと思います。という次第でございます。

それから、介護労働者に対するものというのは、私どもそういう命令権はありませんけれども、事業者に対しましては、そういうお願いはぜひしていきたいとそう思っております。

その他につきましては、担当課長にさせます。

以上です。

議長(中山田健晴君) 財政課長野村信隆君。

財政課長(野村信隆君) 地域振興基金積立金の分であります。一応今回の地域活性化生活対策臨時交付金を1億1,997万円と一般財源の部分2億6,471万円を合計した分でございますけど、基金1億1,997万円の分は、国の地域再生戦略それから生活対策に資する事業に充当するということがあります。それから、一般財源振り替えた分につきましては、国の縛りがございませんので、今後幅広く充当できるものと思っておりますので、今後の予算編成の中で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 保険年金課長南松豊久君。

保険年金課長(南松豊久君) 後期高齢者医療の滞納者に係る資格証明等の交付についてですが、現在、広域連合のほうで取り扱いについて要綱等決めるように協議しております。実際の実務が始まるのは8月頃と予定しております。すべての、滞納がある方すべてに資格証明等を発行するものではなく、納税相談等適宜行い、対処してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 建設課長河野義雄君。

建設課長(河野義雄君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

いままでどおり行ったものであり、高田だけではありませんので、条例の否決についてはしないいただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

22番(大石忠昭君) 終わります。

議長(中山田健晴君) 議案質疑を続けます。

16番川原直記君。

16番(川原直記君) 16番の新友会の川原でございます。

今回、第11号議案、ケーブルネットワークの特別会計についてお尋ねいたします。

まず、1款1項の各委託料は、今年度、新年度、数社の入札で行うのか。

また2番目として、ふるさと雇用再生特別交付金

事業委託料の内容について伺いたいと思います。

それから、1款1項の修繕料でございます。どちらかというと、できてほやほやという感じなんですしょうが、この修繕料もやっぱり予算として上がっておりますので、どういったことを想定しているのかを聞いてみたいと思います。

それに、2款1項ケーブルネットワークの施設整備事業費6,000万ほど上がっております。この内容についても伺ってみたいと思います。

それから、関連する一般質問でございます。

当初、市長の肝入り、また合併当初の皆さんの希望でこのケーブルネットワークができたと思います。が、いまの職員数の適正数かどうか、また、将来どういった方向をこのケーブルセンターを目指すのか、運営形態について、市長の見解があればお聞きしたいと思います。

第一回目の質問、以上でございます。

議長(中山田健晴君) 企画情報課長中嶋栄治君。

企画情報課長(中嶋栄治君) 第11号議案に関する質疑についてお答えいたします。

委託料に計上いたしました各種の委託料につきましては、ケーブルネットワーク施設における通信関係施設保守、放送関係設備保守、伝送路関係保守、伝送路関係の移設撤去の委託料に大別されます。

通信関係保守及び通信関係の伝送路の保守につきましては、IRU契約により、ケーブルネットワーク施設を貸し付けて、NTT西日本による光電話等の提供を行っているため、その保守関係委託につきましては、NTT西日本に限定されます。また、放送関係施設保守につきましては、設備整備工事における総合評価入札に係る事項ですすでに決定されているため、施設整備施工者のNTT西日本九州で行うこととなります。

さらに、伝送路の移設、施設整備撤去の委託につきましても、同様に通信業務IRU契約との関連から、施設整備施工者のNTT西日本九州となります。このため、これらの委託料は入札行為を実施しての契約とはならないものでございます。

また、自主放送番組制作支援業務委託につきましては、当初は、数社の入札により業者を決定したところでございますが、本放送が開始されてから1年を経過しておらず、放送番組の統一性を保ち自主放送の制作方針が確立されるまでの間につきましては、引き続き、同一業者により支援業務を継続したいと考えております。

次に、ふるさと雇用再生特別交付金事業委託料の内容につきましては、緊急雇用に関する国の補助事業を活用し、自主放送における地域の出来事やニュースなど幅広く提供するために、より多くの番組取材が必要となることから、取材活動時のカメラアシスタントとして制作支援委託者に2名の新規雇用を委託し、派遣していただく予定であります。

次に、修繕料に計上した内容につきましては、取材用のカメラ等の機器補修費100万円、伝送路修理に240万円、告知端末等機器の修理代144万円、公用車の車検料9万5,000円を計上いたしております。

次に、ケーブルネットワーク施設整備事業費につきましては、20年度に引き続き、新規加入の引き込み及びこれに関連する伝送路の増設工事、工事に関する管理業務及び新規引込工事に関係した電柱にケーブルを布設するための必要な電柱補強負担金を計上いたしており、新規の引き込みを21年度は300件程度と予定いたしております。

なお、工事期間につきましては、債務負担行為により3年間の工事期間といたしております。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは、私から関連一般質問、ケーブルネットワークセンターの将来についてのご質問にお答えいたします。

現在、ケーブルネットワークセンターに従事する職員は、職員が3名と嘱託2名でございます。まだ1年経ってません。やっとよちよち歩きをしている状態だと思っております。

このセンターについては、私もいろいろいままで検討した結果の中では、やはり臼杵のような民間でやっていくのが一番いいとそう思っておるところでございます。それと同時に、やはり職員が多ければ多いだけいいというわけではないですけど、やはりいろんな充実した番組を作ろうとすれば、職員は多いに越したことはないと思います。

そういう面で、これから21年度に検討させますけれども、職員の勤務形態、どういうふうにするか、民間にするか、直営にするか、そのところと、それからまた充実するために、どれくらいまで充実させるのか、職員数をどうするかということも21年度において検討してみたいと思っております。

私のいまの考え方としては、民間、民間がいいんじゃないか、職員もそれなりの職員が必要ではない

3月10日

かと、そう考えるところでございます。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 16番川原直記君。

16番（川原直記君） これ計画をしたときに、総合評価入札というようなことがありましたので、その辺も、そのときにすでに委託料等も数年間は同じところであるというようなことが決まっていたかどうかをちょっとお知らせいただければと思いますし、また、自主放送番組の現在請け負っている会社の住所や社名がわかれば、わかればちゅうか、お知らせをいただきたいと思ひますし、ふるさと雇用再生特別交付金事業で、今年度含めて数年、数年はそれが活用できるのでしょうか、その後は、それがそういった委託料を含めた雇用できるような費用は出ないかなと思ひております。そういったときに、その数年後には、そういった増えた時はいいんですけど、減ったときの対応はどうするのかということも一緒にお聞きしたいと思いますし、総体的にですね、私以前たぶん19年3月ぐらいだったと思うんですが、一般管理費が1億5,000万ぐらいで対応できるというようなお話が当初あったと思ひます。現在、この予算みますと、1億7,000万円ということになっておりますので、その辺のオーバーでする要因等が検討してありましたら、それもお聞かせいただければと思ひております。

いずれにしても、まだ1年足らずのことでございますので、今後の方向を見据えてはいきたいと思ひますが、当初より、そういったことで、初めの予定よりも大きな予算があるということで、今後の数年後の危惧もしておりますので、その辺も一緒にお聞かせをいただければと思ひます。

議長（中山田健晴君） 企画情報課長中嶋栄治君。

企画情報課長（中嶋栄治君） 再質疑にお答えを申し上げます。

まず、施設整備に関する総合評価入札の事項でございますが、建設構築費とは別に、5年間、放送関係施設につきましては5年間の保守費を同業で上げるようにその中の仕様でしておりまして、それも決定時の項目に入っております。

それから、制作支援業者、現在の制作支援業者は株式会社デジタルバンクでございます。

それから、運営管理費が約2,000万ほど多いのではないかという形が出てきておりますが、これにつきましては、現在までのいろんな形での維持補修の関係、それから道路の移設等にかかわって、ど

うしても伝送路を張り直す必要があります。そういうところの部分につきまして、年間の概ねの経費を算出いたしましたところ、だいたいその2,000万程度多くなっているところがございまして。当然これは予定でございますので、現在のところどういう形で収束するかというのは、また今後の話だろうと思ひております。

それから、先程言いました委託者の2名につきましては、先程市長からご答弁申し上げましたように、21年度につきましては、いろんな形で運営形態を見直すことに、見直すといひますか、検討することになっております。その中で検討していくことだと考えております。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 16番川原直記君。

16番（川原直記君） いま答弁いただきましたので、改めての答弁はおりませんが、いずれにしても一歩踏み出した中での事業でございます。皆さんからの視聴料も上げられないような状況でございますし、一般財源からの持ち出しもなかなか難しいような状況で現在進んでおります。極力抑える形での、その範囲の中での運営をぜひ心がけていただきたいと思ひますし、今後、市民に対して大きな別な負担がないようなやり方をぜひ行っていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（中山田健晴君） これにて質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております第2号議案から第12号議案まで及び第14号議案から第33号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議長（中山田健晴君） 日程第7、予算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

議長（中山田健晴君） おはかりいたします。

第1号議案、平成21年度豊後高田市一般会計予算については、22人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案、平成21年度豊後高田市一

般会計予算については、22人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時29分 再開

議長（中山田健晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私は一身上の都合により、議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

おはかりいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

議長（中山田健晴君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の除斥の対象事件であります。

よって、退席し、これより副議長と交代いたします。

（議長中山田健晴君退席）

（副議長北崎安行君議長席に着席）

副議長（北崎安行君） 議長の職務を行います。

事務局長から議長辞職願を朗読させます。

議会事務局長（増田正義君） 辞職願

この度、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成21年3月10日

豊後高田市議会副議長 北崎安行様

豊後高田市議会議長 中山田健晴

以上でございます。

副議長（北崎安行君） おはかりいたします。

中山田健晴君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、中山田健晴君の議長辞職を許可することに決しました。

中山田健晴君の入場を許します。

（7番中山田健晴君入場）

副議長（北崎安行君） 前議長中山田健晴君から

発言を求められておりますので、発言を許します。

7番（中山田健晴君） 発言の機会をいただきましたので、一言ご挨拶とお礼を申し上げますさせていただきます。

昨年3月に、この豊後高田市議会議長を拝命いたしまして、私なりに浅学非才ではありますが、一生懸命務めてまいりました。皆様方のご指導ご鞭撻をいただきまして、何とか大過なくこの一年間要職を務めることができました。本当にありがとうございます。

今後は、一議員といたしまして、豊後高田市政の発展のため、また議会発展のために努力してまいり所存でございますので、今後とも一層のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。私の退任の挨拶とお礼にいたします。本当にありがとうございます。

（拍手）

副議長（北崎安行君） ただ今議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決しました。

副議長（北崎安行君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

副議長（北崎安行君） ただ今の出席議員は、22名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

副議長（北崎安行君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（北崎安行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

副議長（北崎安行君） 異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。

3月10日

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に
応じて順次投票願います。

なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

書記（近藤浩二君） それでは議席番号とお名前
を申し上げますので、順次投票願います。

1番近藤紀男議員、2番成重博文議員、3番安達
隆議員、4番尾上真一議員、5番山田秀夫議員、6
番松本博彰議員、7番中山田健晴議員、8番河野徳
久議員、9番明石光子議員、10番土谷 力議員、
11番村上和人議員、12番鷺海政幸議員、13番
後藤龍太郎議員、14番安東正洋議員、16番川原
直記議員、17番河野正春議員、18番山本博文議
員、19番菅 健雄議員、20番堂園慶吾議員、2
1番徳永 浄議員、22番大石忠昭議員、15番北
崎安行議員。

（各議員投票）

副議長（北崎安行君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（北崎安行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

副議長（北崎安行君） 開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に
13番後藤龍太郎君及び14番安東正洋君を指名い
たします。

よって、両君の立会いを願います。

（開票）

副議長（北崎安行君） 選挙の結果を報告いたし
ます。

投票総数 22票

これは、先程の出席議員に符合いたしております。

そのうち

有効投票 22票

無効投票 0票

であります。

有効投票の内

鷺海政幸君 21票

大石忠昭君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、鷺海政幸君が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選された鷺海政幸君が議場にお

られますので、本席から会議規則第33条第2項の
規定により、当選した旨、告知いたします。

鷺海政幸君に議長当選承諾及び挨拶を願います。

12番（鷺海政幸君） 一言お礼を申し上げたい
と思います。

平成21年の第1回目の豊後高田市議会の席に、
議長というひとつの厳正な投票をされたわけでござ
いますから、大変先輩の諸氏皆さん方が数多い中、
浅学非才な私が議長という重責を負うことになりま
した。心からご協力をありがたくお礼を申し上げる
次第でございます。

非常に厳しい平成21年度の経済状況ご承知のと
おりであろうと思っておりますが、皆様方の温かいご期
待にご協力に、私も行政と議会が両輪になり、そして
また地域住民の方のサイドに立って、今後は地域振
興に向かったの努力をしていかねばならないとこう
いうふうに思っております。しかし
ながら、前中山田議長のように手腕はございません。
非常に微力で、皆様方のご支援なくしてはこの豊後
高田市の議会振興に向かったの取り組みは不可能で
であろうとこういうふうに思っております。今後は、
皆様方のご期待に添うよう、そして市民サイドの上
に立って豊後高田市の振興発展に向かったの努力を
賢明な方法で取り組んでいきたいとこういうふうに
考えております。

どうか、ひとつ、前中山田議長に増しますところ
のご指導とご協力をこの場をお借りいたしまして、
付してお願いをいたしまして、就任のお礼の挨拶に
代えさせていただきます。本当にどうもご協力あり
がとうございました。

（拍手）

副議長（北崎安行君） それでは、鷺海政幸議長、
議長席にお着き願います。

どうもご協力ありがとうございました。

（副議長北崎安行君退席）

（鷺海政幸君議長席に着席）

議長（鷺海政幸君） 初めて、先輩の前で不慣れ
な私が議長の席に座りました。今後とも先程申しま
したようにご指導、ご協力をお願いをいたしたいと
思います。

しばらく休憩をいたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時00分 再開

議長（鷺海政幸君） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

休憩中に、副議長北崎安行君から副議長の辞職願が提出されております。

おはかりいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(篤海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決しました。

議長(篤海政幸君) 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により、北崎安行君の退席を求めます。

(副議長北崎安行君退席)

議長(篤海政幸君) 事務局長から副議長辞職願を朗読させます。

議会事務局長(増田正義君) 辞職願

この度、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成21年3月10日

豊後高田市議会議長 篤海政幸様

豊後高田市議会副議長 北崎安行

以上でございます。

議長(篤海政幸君) おはかりいたします。

北崎安行君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(篤海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、北崎安行君の副議長辞職を許可することに決しました。

北崎安行君の入場を許します。

(15番北崎安行君入場)

議長(篤海政幸君) 前副議長北崎安行君から発言を求められておりますので、発言を許します。

○15番(北崎安行君) 一言ご挨拶を申し上げます。

議長の女房役として、1年間、議員各位のご協力により、大過なく過ごさせていただきまして、衷心より厚くお礼申し上げます、お礼のことばに代えさせていただきます。一年間大変どうもありがとうございました。

(拍手)

議長(篤海政幸君) ただいま副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(篤海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決しました。

議長(篤海政幸君) これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(篤海政幸君) ただ今の出席議員は、22名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(篤海政幸君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(篤海政幸君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(篤海政幸君) 異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

書記(近藤浩二君) それでは議席番号とお名前を申し上げますので、順次投票願います。

1番近藤紀男議員、2番成重博文議員、3番安達隆議員、4番尾上真一議員、5番山田秀夫議員、6番松本博彰議員、7番中山田健晴議員、8番河野徳久議員、9番明石光子議員、10番土谷力議員、11番村上和人議員、13番後藤龍太郎議員、14番安東正洋議員、15番北崎安行議員、16番川原直記議員、17番河野正春議員、18番山本博文議員、19番菅健雄議員、20番学園慶吾議員、21番徳永浄議員、22番大石忠昭議員、12番篤海政幸議員。

議長(篤海政幸君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

3月10日

議長（鴛海政幸君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（鴛海政幸君） 開票を行います。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に
17番河野正春君及び18番山本博文君を指名いた
します。

よって、両君の立会いを願います。

（開票）

議長（鴛海政幸君） 選挙の結果を報告いたしま
す。

投票総数 22票

これは、先程の出席議員に符合いたしております。

そのうち

有効投票 22票

無効投票 0票

であります。

有効投票の内

川原直記君 21票

大石忠昭君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、川原直記君が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました川原直記君が議
場におられますので、本席から会議規則第33条第
2項の規定により、当選した旨、告知いたします。

川原直記君に副議長当選承諾及び挨拶を願います。
○16番（川原直記君） ただ今皆様方大変なご
推挙いただきました川原でございます。先程選挙さ
れました議長の補佐役として、皆様方と和をもって
市民生活の向上に向かってまいりたいと思いたすの
で、ぜひ皆様方のご協力、ご鞭撻をよろしく願
いたしたいと思いたす。

簡単ではございますが、受諾のご挨拶とお礼に代
えさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

議長（鴛海政幸君） 以上で本日の日程は全部終
了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質
問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに
署名する。

豊後高田市議会議長 中山田 健 晴

豊後高田市議会議長 鴛 海 政 幸

豊後高田市議会副議長 北 崎 安 行

豊後高田市議会議員 徳 永 浄

〃 大 石 忠 昭